

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第95回）議事録

令和元年7月25日（木）
15時00分～17時00分
文部科学省東館3階3F3会議室

〔出席者〕

（委員）石井委員，井上委員，大木委員，金田委員，東松委員，戸田委員，野田委員，松岡委員，南田委員，村田委員，毛受委員（計11名）

（文化庁）高橋国語課長，津田日本語教育専門官，増田日本語教育専門職，北村日本語教育専門職
松井日本語教育専門職，ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第94回日本語教育小委員会議事録（案）
- 2 日本語教育能力の判定に関する検討事項
- 3 日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの検討状況（案）
- 4 日本語教師の資格の仕組みイメージ（案）議論のためのたたき第
- 5 教育実習の受講のイメージ（案）議論のためのたたき台
- 6 平成30年度日本語教育実態調査の結果について（国内の日本語教育の概要（案））

〔参考資料〕

- 1 日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの進め方について
- 2 日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方等
- 3 教育実習について（「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」抜粋）
- 4 日本語教育関係の閣議決定等（抜粋）

〔机上配布資料〕

- 1 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）（平成25年2月18日）
- 2 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（リーフレット）（平成25年2月18日）
- 3 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）（平成26年1月31日）
- 4 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版（平成31年3月4日）

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 野田座長から日本語教育能力の判定に関するワーキンググループについての現状説明があった。
- 3 日本語教育能力の判定についての意見交換を行った。
- 4 事務局から平成30年度日本語教育実態調査の結果について報告を行った。
- 5 次回の日本語教育小委員会は9月20日（金）に行うことを確認した。
- 6 質疑応答及び意見交換における各委員の発言は次の通りである。

○石井主査

ただいまから第95回，今期第3回の日本語教育小委員会を開きたいと思います。議事に入る前に，本日の出席者及び配布資料の確認を事務局からお願いいたします。

○津田日本語教育専門官

本日の出席者ですが、15名中11名出席いただいております。根岸委員、浜田委員、結城委員、神吉委員の4名は御欠席です。当委員会は15名で構成されており、11名出席ですので、過半数を満たしていることを御報告させていただきます。

なお、本日、国語課題小委員会から村上委員にオブザーバーとして出席いただいております。

それから、文化庁国語課で人事異動がございまして、この場をかりて御紹介させていただきたいと思っております。7月1日付けで日本語教育担当の専門職として採用されました松井です。

○松井日本語教育専門職

松井です。よろしくお願いたします。

○石井主査

よろしくお願いたします。資料1の前の議事録(案)ですが、御確認いただき修正箇所がありましたら、1週間後の8月1日木曜日までに事務局に御連絡ください。なお、最終的な議事録の確定については主査に御一任いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

早速議事に入りますが、本日は、日本語教育能力の判定に関するワーキンググループにおける検討事項に関して御報告いただき、その審議を行うということを予定しております。

日本語教育の標準に関するワーキンググループは、現在、検討のための基礎資料の作成に当たっているという段階ですが、本日は特に報告事項などはないというようには伺っていますが、よろしいでしょうか。

○松井日本語教育専門職

翻訳版について、当課の方で7月末をめどに日本語版の翻訳を準備しております。こちらは一般公開を目指すものでなく、あくまでも内部資料として翻訳作業を進めております。以上です。

○石井主査

日本語教育の標準に関するワーキンググループの方で何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日は日本語教育能力の判定について、検討事項のうち、5番の「教育実習について」に関する審議を行いたいと思っております。日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの座長である野田副主査より現在の検討の状況について、まず、御報告を頂きます。お願いたします。

○野田副主査

それでは、日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの現在の検討状況について御報告いたします。こちらのワーキンググループは7月9日に第2回を開催いたしました。検討事項は配布資料2「日本語教育能力の判定に関する検討事項」に記載のとおり、1から10まであります。これを順次検討を進めておまして、11月の意見募集に向けて、現在検討事項4まで小委員会に経過報告を行ってきたところです。

本日は、第2回ワーキンググループで検討した検討事項5. 教育実習について報告いたします。配布資料3「ワーキンググループの検討状況(案)」を御覧ください。項目5の教育実習は5ページになります。ここから始めます。下位項目が(1)から(7)までありまして、8ページまで続いています。ワーキンググループにおける検討状況を一通り御説明した後、御意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

最初に「(1)教育実習を必須とすることとしてよいか」についてですが、ワーキンググループとしましては、公認日本語教師という資格においては、教育実習の履修は必要不可欠なものであ

ると考えています。

日本語教師の資質・能力に示された「実践力」を身に付けるためには、試験合格だけでは不十分であることから、専門家としての日本語教師の資格として、教育実習の履修を必須としたいと考えています。

日本語教師という職業を選ぶ際に、外国人に日本語を教えるという体験を通じて、具体的な仕事のイメージを持つと同時に、その魅力も感じられるというのも一つの理由になります。

教育実習の検討と併せて、実務経験についても検討を行いました。先に、実務経験について御説明します。8ページを御覧ください。「(7) 実務経験を有する者について配慮が必要か」というところです。

まず、現行の法務省告示の教員要件を満たしている日本語教師については、下の「7. 経過措置」で次回検討することとしまして、ここでは新たに公認日本語教師を目指す養成段階の日本語教師を考えたいと思います。

国内外で日本語を教えた経験を持つ方はいらっしゃると思いますが、ワーキンググループの検討では、実務経験を持って教育実習を履修したと同等と見なすことはしない方がよいのではないかと考えています。

理由としては、三つ目のポツに書いておりますが、まず、実務経験の証明は非常に困難であるということがあります。例えば海外で3年実務経験があると言っても、教育機関はどのような機関とするのか、それから個人教授を含むかどうか、年数のほか時間数について書面による証明を得ることができるか、そしてその書類を資格登録機関が確認し切れるかといったこと、いろいろワーキンググループとしても検討を行いました。現実的には難しいだろうという結論になりました。

また、四つ目にありますように、「自己流で数年経験を積んだとしても、日本語教師に求められる資質・能力の知識・技能・態度のうちの技能を十分に身に付けたとは言えないのではないか」と考えられますので、試験合格者については、平成31年報告に示された教育実習の内容を含む教育実習の履修を必須の要件とするということを提案したいと思います。

続きまして、5ページの「(2) 教育実習の仕組み」についてです。教育実習については、現行の枠組みと、新たに試験合格者が受ける教育実習の枠組みを分けて検討を行いました。まず、①現行の大学や日本語教師養成研修実施機関における教育実習についてですが、配布資料4の「日本語教師の資格の仕組みイメージ(案) 議論のためのたたき台」を御覧ください。次の資料4になります。現在の法務省告示の教員要件に定められている大学の課程、この資料4では左側の水色の部分になりますが、これと、文化庁届出受理研修、真ん中の緑の部分になりますが、それぞれで教育実習が行われています。この部分についてです。

また、配布資料3の5ページに戻りますが、①です。ワーキンググループでは、「大学の課程において、学内及び大学が認めた外部教育機関等において教育実習を実施し、大学が単位認定を行うことで良いのではないか」、また、「文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関において、当該機関が認めた教育実習実施先については、所定の教育実習プログラムを終了し、成績評価を行うことで良いのではないか」と考えております。

議論が分かれたのは、②の試験合格者(所属なし)に対する教育実習の仕組みについてです。「資格の制度としては、①と同等の教育の質が担保できる仕組みである必要があるのではないか」、それから「教育実習実施機関は、教育の質を担保する観点から、指導が受けられる体制を備えた教育機関(大学及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関)であることが適当ではないか」、それから「教育実習現場については、大学や文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関が用意した機関・団体としてはどうか」という意見がある一方で、「実習のみを提供する場を教育実習実施機関として個別に活用することは考えられないか」という意見もありました。

つまり、大学や文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関のほかに、法務省告示校や地域の

日本語教室等，教育実習を実施できる場があれば，活用してはどうかということです。これについては，教育実習実施機関を介さないこととなるため，教育の質という観点で課題が生じる可能性があるため，公的な資格制度にした場合に適切かどうかという観点から，引き続き，御意見を頂きたいと思います。

教育実習の仕組みについては，事務局で資料を作成していますので，ここで事務局から説明をお願いいたします。

○増田日本語教育専門職

配布資料5「教育実習実施機関における受講の仕組みイメージ（案）」を御覧ください。配布資料4と色を合わせて作成しておりますので，並べて見ていただきたいのですが，左側の黄色の部分が大学等の日本語教師養成課程における教育実習実施機関としての教育実習現場の例です。丸は学内のもの，二重丸は学外のものとして幾つか例を挙げています。大学の課程の場合，留学生センター等において交換留学生や学部留学生を対象とした日本語教育のコースを教育実習の現場として活用いただいているケースがあります。また，海外の大学等と提携して，教育実習を海外で行うといったことも実施されています。あるいは，法務省告示日本語教育機関に，教育実習部分について委託をして教育実習を行っているケースがあるほか，自治体等が実施する地域の日本語教室においてその活動に参加するといった教育実習が行われているという例があります。

いずれもこういった教育実習の現場で行われた活動を大学がきちんと評価・認定をして，教育実習の単位を与えていると，そういうスキームの中で多様な現場があるというのが大学の状況かと思えます。

他方で，右側になりますが，文化庁で届出を受理している日本語教師養成研修は，7月現在全国で145の研修が実施されています。こちらで行われている教育実習の現場の例を五つ挙げておりますが，最も多いものが法務省告示校日本語教育機関の留学生コース，もしくはそれ以外の地域で暮らす外国人のための日本語コース，就労者のためのコース等で教育実習を行う場合です。専門学校等の場合は，専門学校の日本語補修クラス，学外の場合は海外における日本語教育の機関と提携しているケース，ビジネス研修のクラスを教育実習に使っているケースもございます。

大学と同じですが，地域の日本語教室と提携して，定期的に特別なプログラムを実施するという活動を教育実習の現場として使っているケースがあります。

いずれも届出受理機関が日本語教育実習の現場と活動を選定し，教育実習を行い，成績判定をした上で修了を認めているというのが現状の仕組みです。

今回新たに問題となっておりますのが，日本語教師の教育能力等を評価する試験の合格者に対しての教育実習で，真ん中のピンク色の部分です。現行と同等の質を確保するとすれば，大学の教育実習科目を科目等履修などの制度によって受講したり，文化庁届出受理養成研修の場合は，教育実習のみを受講いただくというような形で対応することができないかを案で示しております。

正式な数字ではないのですが，文化庁が届出を受理している145機関のうち大体3分の1は，教育実習のみ受講可能な研修モデルを設定している，あるいは設定可能であり，試験合格者あるいは長期で休業を経て再度日本語教師として復職する際などに，教育実習だけを受けたいというニーズに対応いただいている現状があると聞いております。

上記にない教育実習現場の例では，事務局として把握していないだけかもしれないのですが，例えば学校における外国人児童・生徒等に対する教育，フリースクール，技能実習の研修実施機関，今度受け入れる特定技能の支援機関といったところが，教育実習の現場になり得る可能性はあるのではないかと考えております。資料の説明は以上です。

○野田副主査

ありがとうございました。この青と緑の部分は今までもありましたが，ピンクの部分が新しい

制度で発生する教育実習になります。

それでは、配布資料3の6ページに戻ります。「(3) 教育実習の要件・指導項目は『日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)』に示された内容でよいか」についてですが、流れについては報告に示された①から⑥の内容を全て含むものであることによいのではないかと考えています。

また、日本語教師の活動分野である(生活者としての外国人や就労者、児童生徒、海外など)が、今後一層教育実習の場として開かれることが望ましいと考えています。これは先ほどの(2)の教育実習の仕組みにも関連することだと思います。

授業形態については、基本となるクラス形式の授業を経験することが重要であるという意見もありましたが、グループやマンツーマンなど多様な形態を経験することが望ましいと考えております。

最後のポツは、先日のワーキンググループ以降に頂いた課題です。近年メディアを利用した日本語の教育も国内外を問わず広がりを見せています。例えばスカイプを活用した個人レッスンであるとか、国内外の教室をつないだ授業などがあります。メディアを利用して行う教育実習を公認日本語教師の資格の教育実習として認めていくかどうか、新たな検討項目として本日御検討いただきたいと思います。

それでは、次に7ページにまいります。(4) 教育実習の時間数ですが、これは1単位(45単位時間以上)としてよいかについてということです。これは、法務省告示基準の解釈指針に示されておりまして、さきの平成31年報告においても1単位としておりますので、踏襲すべきだと考えております。ただ、三つ目のポツにありますように、教壇実習では1人当たりの指導時間が10分から90分など、教育機関による幅が見られることから、1コマ程度が望ましいという御意見も出ていました。

それから(5)にまいります。教育実習実施機関及び実習現場の確保のための措置についてです。教育実習では、できるだけ多様な教育現場に接する機会を確保することが重要と考えておりますが、配布資料5にありますように、現在でも大学をはじめ各教育実習実施機関において、実習現場の確保に尽力されていることから、今後も多様な実習現場の一層の機会確保が望ましいと考えております。

最後に、(6) 養成課程・研修実施機関等教育実習実施機関(送り出し側)における指導の在り方についてです。(3) 教育実習の指導項目などを踏まえ、教育実習を外部の提携先に委託などで行う場合には、送り出し機関は、いわゆる丸投げなどと言われないように、指導項目の①から⑥の流れや評価について役割分担をした上で実施することが必要だと考えています。

以上になります。

○石井主査

ありがとうございました。平成30年3月の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」ですが、ここでは、合格者には教育実習の受講が望ましいという提言を示しております。

これらの審議経過を踏まえまして、委員の皆様には、教育実習を必須要件とするかどうかについて、まず御審議いただきたいと思います。

それでは、ワーキンググループに今御報告いただきましたが、その御報告に関しまして、皆さんの御意見を頂きたいと思っております。まず、検討事項五つのうち、(1)から順に随時御検討いただきたいと思います。まず現時点で検討全般、今御説明があったことについて、御質問や確認が必要と思われることがありましたら、まずそちらからお受けします。いかがでしょうか。

大木委員、お願いします。

○大木委員

資料3の「0. 現状と課題」、1ページ目、あるいは「1. 資格の目的・意義」に「日本語教師の質」という表現が散見されます。少なくとも去年の報告までは「日本語教師の資質・能力」という表現で統一が図られていたと捉えています。しかし、「日本語教師の質」という表現は、その「資質・能力」を統合した概念であるのか、あるいは別の概念を定義するのか、事務局にお聞きした方がいいのかもしれませんが、お答えいただければ有難いです。

○増田日本語教育専門職

申し訳ありません。「日本語教師の資質・能力」という表現に改めさせていただきたいと思いません。御指摘ありがとうございます。

○石井主査

ほかにはいかがでしょう。全般につきまして。よろしゅうございますか。

順番に1番の「教育実習を必須とすることについて」ということについて審議をしたいと思いません。御質問や御意見がございましたら、お出してください。南田委員、お願いします。

○南田委員

基本的に教育実習を必須にすることに賛成です。ただ、現場で既にもう働いている方で更に資格を取る方については、教育実習をするのに、また違う教育実習現場に行かなければいけないのでしょうか。

例えば、自治体の日本語教室で日本語をボランティアとして教えていた方が資格を取りたいときに、改めて教育実習をしなければいけないのでしょうか。その方が現在教えている日本語教室とは別の日本語教育機関等で経験を積まなければいけないということになると、その方が日本語教室での実務が出来なくなってしまうというのは足かせになってしまうように思います。「実務経験についても検討」と書いてあるのですが、やはり実務で頑張られている方に対する配慮が必要ではないかと思いました。

○石井主査

ワーキンググループで、このことは議論されましたか。

○野田副主査

はい。まず、経過措置の話と、それから新しく資格を取られる方の話とを分けて考えるということが基本としてあります。経過措置については、この後、検討する予定です。新しく資格を取られる方の場合は、改めて教育実習を履修いただかないといけないということになります。

ただ、この公認日本語教師の資格がないとどこでも働けないということではありません。今、地域の日本語教室で教えていらっしゃる場合、公認日本語教師でなければ教えてはいけないというようなことは、多分起こらないのではないかと思います。

○南田委員

日本語教室にいる方が日本語教師になろうという意欲をお持ちでおられるときに、公認日本語教師という資格と公認ではない日本語教師の資格の選択が出来るので、その方が現場を離れたくなければ、公認ではない資格を取ればよいということになるということですか。

○野田副主査

公認日本語教師は資格ですが、その資格がない方でも日本語教師と名乗っていますね。

○南田委員

そうですね。ボランティアとして活動されている方は特にそうですね。

○野田副主査

今の状況と同じです。そういう働き方をしてはいけないということはありません。

○南田委員

そうですね。その方が意欲を持たれて、日本語教師として公認の資格を持ちたいと思われて、その教育を受けられるようにすることが大事だと思います。日本語教室の現場の日本語教育の質を上げるという意味でも、公認の資格を取っていくことは重要だと思っていまして、そのときに、その現場の意欲のある方が取りづらくなる環境になってはいけないと思います。そういう意味で、教育実習が必須になると、その方々が一定期間、教育実習に行くためにわざわざ今の現場を離れてしまうのは足かせになってしまうと考えられるため、そのようにならない方法がいいと思います。

○石井主査

そうですね。ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。はい、村田委員。

○村田委員

今の南田委員の御質問にも関連するのですが、そういう資格を持たずに現在教えていらっしゃる方が公認日本語教師になりたい、教育実習を受けようと思ったら、例えば、文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関で教育実習だけ受ければよいということになるわけですか。

○石井主査

基本はそうですね。

○野田副主査

経過措置は別として。

○村田委員

これまででしたら、通信教育等で勉強されて日本語教育能力検定試験を受けて合格し、日本語教師になれる方がいらっしゃいました。教育実習が必須になると、通信教育で勉強して試験に合格した後に、教育実習を受けるルートになるということでしょうか。

○野田副主査

そうですね、ただ、既に日本語教育能力検定に合格している方は、経過措置の話になります。新たにということであれば、そういうことになります。

○村田委員

文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関の145のうち3分の1くらいは教育実習だけ受講できるというように御説明がありましたが、地域的な偏在と申しますか、通いやすい地域と通えない地域があるのではないのでしょうか。あるいは、こういった教育実習が受けられる機関が今後増えていくのか、増やしていこうとされているのか、そのあたりはどのようなのでしょうか。

○増田日本語教育専門職

事務局からよろしいですか。本日机上に文化庁のホームページに掲載しております文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関・団体の一覧を置かせていただいています。これをざっと見ていただきますと、若干、研修実施機関がない都道府県がありますが、現在かなりの勢いで申請が増えている状況です。最近増加傾向にあるのが、通信による研修です。Eラーニングで理論の部分は学んで、教育実習を含む実技の部分を法務省告示日本語教育機関等の日本語学校と提携して行うというものです。

資格の制度設計によって、このような流れが加速していくと思います。実は申請されている団体さんにメールでお尋ねしたところ、問い合わせが増えているということもあって、教育実習だけを受けられる教育機関を開拓していこうという動きがあるということはお伝えしたいと思います。

○村田委員

ありがとうございます。

○石井主査

ほかにはいかがでしょうか。はい、金田委員、お願いします。

○金田委員

日本語教師という資格、そして求められる資質・能力を考えると、教育実習は必須であるべきだということに私も賛成です。それに対応するべく、様々な実習を受けられる場の確保ということが重要になってくるのは、皆さんお考えのとおりだと思います。一方で、実習だけをいずれかの教育機関において行う際に、その実習生が、どの程度の経済的な負担をする必要があるのかについて心配もしております。健全な受講料で済むような実習である必要があると思います。

実を言いますと、日本語学校が実習だけ請け負う場合の受講料をどの程度に設定したら良いか、相場はどのくらいか聞かれることがあります。実習そのものの質も確保する必要があると同時に、実習生に過度な経済的負担を求めることは、委員会、あるいは文化庁の意図しているところではないだろうと思います。実務的なことですが、その点について最終的には何らかの方向付けが出来るように進めていただけると良いと思いました。

○石井主査

大事なポイントかと思います。ありがとうございます。その方法に関しては、具体的に今後もっと詰めていく過程が必要だと思いますが、全体として目指す資格ということ考えたときに、教育実習自体を必須とするということについて、皆さん賛成ということによろしゅうございますか。はい。それでは、教育実習を必須とするということによって一致ということといたします。

次に、野田座長からも先ほど話がありましたが、実務経験を有する者に対する配慮について、御意見がありましたらお願いいたします。恐らく、これを認めるとなると具体的に実務経験というものがどのような内容で、どのくらいの期間か等、相当問題がないような形で整えない限りは、それ自体難しいかと思いますが、いかがでしょうか。

○金田委員

過去の実務経験の証明は非常に困難であって、私は認めるのは適切ではないと思います。ただ、今まさにどこかで日本語教育に従事していて、そのことをもって教育実習の代わりにする。それで、そのプロセスをきちんと教壇実習という枠組みの中で認めていけるようにするという仕組みはあってもいいと思うのです。

例えば教育実習科目を大学で科目等履修生として受講するというような場合に、半年なり1年なりの科目登録をするわけです。大学の授業であれば、きちんと毎週毎週の決まった時間に大学として提供するいろいろな教育内容があり、最終的には現場に行き行って実習を行う形で単位が認定されるという方法が多いだろうと思います。

この場合、大学が教育実習先を幾つか設けている中で、例えば、現職者が実務をしている仕事先が、その実習の先として認めてもらえる、といったやり方が検討されてもいいと思いました。

○石井主査

ありがとうございます。事務局、何かありますか。

○増田日本語教育専門職

事務局としましては、大学が適当と認めた教育実習現場であれば良いと考えておまして、例えば科目等履修で教育実習の単位取得を希望する方が自分のフィールドを既にお持ちで、その現場を大学に申請して担当教諭が教育実習現場としてもよいと判断していただければ、それは教育実習現場になり得るのではないかと思います。

きちんと教育機関が承認した現場であれば認められるようにすべきと考え、この資料を作成しております。

○金田委員

そういうことであれば分かりました。

○石井主査

南田委員、どうぞ。

○南田委員

私もまさに同じで、今働いている現場が実習先として認められるのであれば、それがベストなのではないかと思いました。研修機関が実習先を探しているのであれば、新しい開拓ということでも多様な現場を見ていただき、そこが実習現場として認められ、更にそのままそこで働いたものが認定され、その後も実習現場として活用されるという仕組みが良いと思います。

○石井主査

ありがとうございます。この件は大体皆様同じような方向性ということでもよろしゅうございますか。ほかにいかがでしょうか。実務経験を既に有する方たちについてのこと、御意見がありましたら。はい、大木委員、お願いします。

○大木委員

資格試験の制度設計そのものに関わってくるかもしれませんが、例えば公認会計士などは、公認という意味では今目指している資格と名称が同じですが、1次試験・2次試験を通過して筆記試験の段階をクリアした後、3次試験に当たる修了考査の受験要件として2年以上の実務経験を課しています。

逆に言うと、資格を得るには実務経験がないといけないわけです。このように、他の資格の事例や他省庁が取り扱っている事例なども参考にして判断する方がいいのではないかと思います。おおむね賛成という趣旨ではあるのですが、もう少し検討が必要ではないかと思ひまして、発言させていただいた次第です。

○石井主査

分かりました。検討が必要ということですね。

今後も議論は行うということとしますが、基本的には、機関そのものが教育実習として一定の教育が成立すると判断した現場で教育実習を受けていただくということになります。それ以外のところで実務経験を積んだと言っても、当面は、資格要件を満たすということとしないという結論ということでよろしゅうございますか。ありがとうございます。

続きまして、教育実習の仕組みについて、審議をお願いしたいと思います。配布資料5について、①の現行の大学や日本語教師養成研修実施機関における教育実習について、御意見がありましたら、お願いいたします。

○戸田委員

お伺いしたいことがあります。大学が海外で実習をしている場合というのは、具体的にどのくらいの日数で行われているのか、もしどなたか御存じでしたら、少し伺いたいと思います。

○石井主査

いかがでしょう。どなたか。

○松岡委員

岩手大学では副専攻として日本語教育課程を実施していますが、海外実習としては2週間現地に行きます。1週間オリエンテーション・見学、そして翌週に教壇実習という形でやっています。

○戸田委員

そうしますと、教壇実習はどのくらいですか。

○松岡委員

その後半の中で、実習に行く学生が多い場合には1回1時間という場合もありますし、人数が少ない場合には1週間に3回くらい教壇に立つ場合もあります。今後は統一をしなければならないところとは思っておりますが、そのような状況です。

○戸田委員

ありがとうございます。

○石井主査

今のことについてでも結構ですし、別のことも結構です。はい、金田委員。

○金田委員

私が所属している大学の場合は、実習先が複数あるのですが、海外実習は集団で行くわけではなくて、一人、二人の単位でしか行きません。滞在期間は4週間か6週間です。これは国際交流基金の大学連携パートナーズの枠組みの中で行っていて、日本語教育実習として行く場合は、必ず6つの指導項目に挙がっているものは全て入っており、教壇実習に関しても少なくとも1コマ分ですね。90分だったり、100分だったり、120分だったりするのですが、要は一固まりの授業を担当させてくださいとお願いしています。大抵の場合はそれ以上機会を得るという結果にはなっています。

これは国内の日本語学校に送っている場合も同様ですが、一体何が起きているのかが最終的

に分からないというのは困るので、客観的に残されるものは必要だと考えていますので、文書で報告書類を作らせたり、授業計画や見学記録をつけたり、先方の大学や日本語学校がビデオまで撮ってくださって、学生に持たせて帰ってくるというケースもあります。

○戸田委員

ありがとうございました。

○石井主査

具体的に、多分教育実習そのもの、例えば大学機関などでもかなりバラエティがあると思うのですが、時間数は一つの重要な要素だと思いますが、全体として学びのプロセスであるとか、観点のようなものがある程度評価が出来るような形というのは、今後、そういった公認というようなことを作るとしたら、具体的な要件に関して何か、統一するというのはむしろマイナスかなと思いますが、実質的にこういうことが経験できるというような要素として考えていくという必要はあるかなというような、私自身も教育実習を担当しているものですから、その立場でそんなことも結構気になることです。

○戸田委員

教育実習実施機関によって実習の内容の質に大きな差が生じないということが一番大事なことかと思います。私自身は海外の実習の内容については知りませんでしたので、お伺いいたしました。ありがとうございました。

○石井主査

ほかにその教育実習の仕組みについて御意見がおありでしたら、お願いします。

特段その辺はよろしければ、次ですが、試験合格者で特に所属がない方に対する日本語教育実習の仕組みについてです。これは新たな枠組みになるということになりますが、数としては今現在、教育実習実施機関団体が全国に、大学は185、養成研修が145というような数がございますが、この仕組みについて何かお考えがあればお願いします。

大学に関しては、今年の文化庁の日本語教育総合調査で詳細を把握するというようなことになっております。こういった教育実習実施機関のほかに教育実習というものを行う機関・団体が必要かどうかということについて御意見を頂ければと思います。

○金田委員

実際にこれに該当する方々がどのくらいの数になるかということは、分かりませんよね。それほど多くなければいいと私は実は思います。その実習だけをやって来て、その現場を知らない人が2週間、3週間だけで実習を終わらせるというシステムが、それほどいいものとは思いません。教育実習として、例えば文化庁届出受理日本語教師養成研修であったとしても、大学の養成課程であったとしても、実践能力を付けるため、一定期間ある現場に行き、様々な教育を受けながら、2週間なり、3週間なりの実習期間があるというような感じでやっていく必要があるとは思っています。

そういう人が実際どのくらいの数になるか、数字を出すのは難しいと思いますが、私が少し懸念しているのは、例えば養成系のプログラムを持っている日本語学校が実習先になり、そこに実習生がどっさりいるというような状況はあまりよくないだろうと思っています。一つの機関が受け入れられる実習生の上限を設けていかないと、教育の現場は非常に大変なことになるだろうと思っています。

言い方は悪いですが、実習生を、ただ働きさせるような環境を生んでしまう懸念もあるので、

一つの機関が受け入れられる人数の上限を設けていくということを盛り込んでいただければと思いました。

○石井主査

事務局，どうぞ。

○増田日本語教育専門職

事務局から失礼いたします。金田委員のおっしゃった定員についてですが，文化庁が届出受理をしている日本語教師養成研修実施機関では，定員を定めています。それは教室のサイズと指導講師1人につき何人実習生を担当するか，何コマ教壇実習を行うかという計画を出していただいています。

今145の研修の総受講者数の上限が，大体4,500名です。ただし，満席にはなっていない状況であり，試験に関しても日本語教育能力検定試験の年間合格者数というのも前回発表がありました。こういったことを考えても，試験合格者が急に5,000人になるということは現実には考えにくいと思っております。もし，文化庁届出受理講座で教育実習のみを受けることになった場合には，受け入れ可能人数を超えることがないようにする必要があると事務局として感じました。御指摘ありがとうございます。

○石井主査

どちらかという，移行期に混乱がないようにということはあると思いますが，そこを抜けたところでは，一定数でそんなに上下しないかもしれないということもありますね。

○野田副主査

経過措置もあると思いますので，受け入れられないくらいの数にはならないだろうという予想は，ワーキンググループでもしています。今の日本語教育能力検定の毎年の合格者の中には，大学や民間の日本語教師養成研修実施機関に在籍している方も多数いますから，そこを除いた人が大まかには行くとしても，十分受け入れられるだろうと考えています。

○石井主査

井上委員，お願いします。

○井上委員

この教育実習の現場として，この文化庁届出の養成機関のほかに，一般の日本語学校が現場を提供しているケースは，把握されていますか。その場合，何か問題点などは指摘されているのでしょうか。

○増田日本語教育専門職

既存の法務省告示基準の教員要件の中でのことでしたら，今はそういったことは行われていないはずです。あるいは，教育実習のみの受講を希望する方が法務省告示校に武者修行のようにきょうい九時実習やインターンなどに行っているケースがあるのかどうかという御質問ですか。

○井上委員

はい。資格とは別にあるのでしょうか。

○増田日本語教育専門職

それはあると思います。資格とは別に、例えば日本語教育能力検定試験に合格していても、実践スキルが採用レベルに至らない場合、法務省告示校の教育機関が試用期間という形で採用して、半年トレーニングをして、授業を徐々に持たせるような教育実習・研修制度を持っている教育機関はあります。教員要件を満たす方を対象に、ブラッシュアップとして教育実習のみを指導する機関もあり、修了後にその学校に採用されることもあると聞いています。ただ、それは資格制度や教員要件とは別のものと認識しています。

○井上委員

そうすると、これから新しい制度設計をする中で、文化庁届出受理機関以外の一般の告示校が教育実習だけを請け負うという形を考えてもいいということでしょうか。一定の条件を備えたところがあれば、教育実習の場として一定の学費なり、実習費を取って実施するというのもありかなというように思いました。

○増田日本語教育専門職

事務局としては、それについては懸念を持っています。今日本語教師を処遇面諸々の問題で確保できない日本語教育機関が多くあり、そこが日本語教師を集めてインターンや研修と称して無償で授業を行わせたり、日本語教師養成として研修費用を取るといったことがあり、問題になっていることを聞いております。

配布資料3の6ページの下から二つ目のポツにもありますが、日本語教育実習実施機関以外の、個々の教育実習現場体が教育実習実施機関になり得るかという点については、慎重になるべきではないかと考えております。ワーキンググループでもそういった議論があったと思います。

公的な資格を目指して御議論いただくのであれば、一定の質を担保するためのすみ分けが必要ではないかと思えます。

○東松委員

今の関連でお聞きしたいのですが、文化庁届出機関と連携して地域の日本語学校や日本語教室がひも付けされた場合には、そこが教育実習の現場の一つになるということはあるかということですか。

○増田日本語教育専門職

はい、あります。教育実習現場が自治体や国際交流協会が実施する日本語教室であるということもあり得ると思います。教育実習実施機関が現場として認めているということが必要ですが、今後増えていくのではないかと考えております。

○石井主査

受講生が勝手に現場に行って教えるという話ではなく、例えば大学の中でも日本語教育機関に実習をお願いしているというケースがあると思いますが、大学側の方針やプログラムについて事前に説明し、かつ学校の実践を十分確認・共有した中で、教育として一定のまとまりがある形での民間と教育機関との連携は、今もあると思います。しっかり制度を整えていくということで、可能性としてはいろいろな形があるのだろうと思います。

○野田副主査

念のためですが、ここで議論しているのは教育実習実施機関ですね。実際の教育実習の現場はいろいろなところがあるわけですが、そこは別のレベルで、あくまでも教育実習を認定するのは、

実施機関であり、実際にどこで実習を行うかは実施機関が決めるわけです。石井主査がおっしゃったのもそういうことだろうと思います。

○村田委員

現状がどうなっているのかよく分かっていないのですが、実習を指導する人、あるいは実習後評価をする人の資格は何かあるのでしょうか。それは今後どうなるのでしょうか。例えば車の教習所でも、指導者と検定者は恐らく、所定のトレーニングを受けて「指導員」「検定員」という資格を持っているのではないかと思います。そのようになるのですか。

○野田副主査

それはワーキンググループでは考えていません。例えば大学であれば、大学の教員はそれぞれの大学で基準を持って、この科目の担当として雇っているわけで、そこで当然選ばれているというようなこともあります。

○村田委員

大学は、分かりやすいと思うのですが。

○増田日本語教育専門職

お答えにはならないかもしれませんが、日本語教育人材の養成の指導者については、平成31年報告改定版でも議論があったように記憶しています。報告書では、64ページ上から4行目ですが、「なお、その際、各科目の担当講師には当該科目に関する高度な専門性及び指導実績を有することが求められる」と書かれており、文化庁の届出受理の研修の指導者については、この部分を確認させていただいております。

科目によって指導実績や専門性に関する論文の知見、もしくは日本語教育に関する経験など、様々ですが、根拠資料をお示しいただいた上で、確認をしています。修士号を持っていないとかならぬか、論文を何本書いていなければいけないなどの明示的な要件の定めはありません。

○村田委員

分かりました。

○石井主査

ほかによるしゅうございますか。はい、松岡委員。

○松岡委員

井上委員の学校で日本語教師養成研修はやらないが、実習だけはやるという認可を取りたいということは、可能性としてあるのでしょうか。

○井上委員

今のところは考えていません。

○松岡委員

ただ、検討としてはあり得るのですか。

○井上委員

可能性としてはあり得るかなと考えています。

○松岡委員

例えば告示校だが養成実施機関ではない、しかし、実習については体制は整えられるので、それはお引き受けしますということはあるのでしょうか。ここでもきちんと届出をして認可を受けることになると思うのですが、教育実習の部分だけというのはあり得るのでしょうか。

○石井主査

それはきちんと要件を満たすような環境と人員が配置できていたら、可能性があるのですか。

○増田日本語教育専門職

現在は考えておりませんし、そういった枠組みの申請というのも受け付けてはおりません。しかし、通信・オンラインで同時中継のような形での養成研修は増えておりまして、一つの教育機関で教育実習先は全国に5校あるという枠組みもありますので、もし、教育実習だけということであれば、養成研修実施機関と連携して、できればこの文化庁届出のコースの中で教育実習を受けるような形にさせていただけると質の確保という観点で可能性はあると思います。

そうでないと、何十、何百もの機関が教育実習だけを登録することとなり、その質をきちんと管理できるのかということと事務局としては心配なところですが、もし、そういった形の教育実習の制度が「あった方がよい。なぜならこういう観点で」ということがあれば、御提案を頂きたいと思っております。今の養成研修実施機関で数としては足りるという推測をしております。

○松岡委員

分かりました。

○石井主査

御意見はよろしゅうございますか。委員会としては、①、②に同様の質を維持するという観点から教育実習の実施機関に関して、現行の①・②を基本とすると考えていくということによろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

次ですが、(3)の教育実習の内容になります。参考資料3「教育実習について」に、31年報告の44ページに①から⑥の指導項目がございます。こちらを基本としてよいかどうかということについて御意見を頂ければと思います。

併せまして(4)時間数ですが、1単位(45単位時間)以上と現行では設定されていますが、これを最低限の基準としてよろしいかどうかということについても、併せて御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。戸田委員、お願いします。

○戸田委員

自分の経験でもそうですが、教育実習の場として、やはりクラス授業、グループ授業を経験することが重要ではないかと思っております。地域ではそういう形態は取らずにマンツーマンというところが多いのは分かりますが、教育実習はこれ以後経験できる機会はなかなかないので、クラスに例えば複数の外国籍の学習者がいる中で教える機会が得られるかもしれないし、クラスコントロールの経験は現場に立つ上で大変貴重です。実習生の経験ということを考えると、クラス形式の授業ということが重要ではないかと考えています。

○石井主査

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。金田委員。

○金田委員

戸田委員の御意見に賛成です。マンツーマンもちろん教育の計画の下に行われるものだという認識はありますが、マンツーマンあるいはメディアが、今や1対1でワンコインレッスンのようなものもあるようですが、ああいったものに関してよりも、やはり複数の学習者に対して授業を実施するという事は、日本語教師としての資質・能力を高め、実践力を証明する上では大事なことだろうと思います。

仮に、今の時代いろいろな授業形態があるからマンツーマンやメディアを使った教育も範囲に入れるということならば、そのことをいかに客観的に証明・分析するか、その中でどう資質・能力、知識・技能・態度が反映されるのかというようなことが明らかに出来るような実習そのもののシステムを実習実施者、運営者が理解した上で行うというようにしないと、実習の意味が失われてしまうと思います。その点を注意しながら、教育内容の範囲を示していく必要があると思いました。

○石井主査

ありがとうございます。この実習の内容等に関して、今のこと以外のことで何かお気づきのことがありましたら、お願いします。

○松岡委員

ワーキンググループの中で、この(3)の黒ポツの2番目の多様な教育現場に触れる機会も大切だが、先ほど戸田委員から出たように、一般的なクラス形式の授業を経験することが重要という意見と、そうではなくて、今後関わるであろう現場に近い形でいろいろ選べた方がいいのではないかという二つの議論があって、これは相反するものではないかと思うのですが、このあたりの、どちらの意見を採用したのですか。

○野田副主査

おっしゃるとおり、両方の意見が出ていまして、ほかの項目とは違って完全に一つにまとまらなかったのが、このような御報告になりました。それぞれどちらの意見もごもつともという部分がありますが、これはした方がいいという決め方では、結局条件にならないですので、そのときにこれをしないとイケないと決めて、それ以外認めないということが良いのかという議論だと思います。

○松岡委員

外国の語学教師要件で、例えば実習については必ず1回はクラス授業をやることということが入っているところが多いのです。どちらかというのではなく、これは必ずやってくださいというものを入れるという合意が得られるのであれば、そういうやり方も一つの例なのではないかと思えます。

どれでもいいと言ってしまうと、質の問題がどうしても担保しづらいと思われるので、こういうことは必ず何時間でも、1回でもいいのですが、これは入れることとした方が質という担保ではいいと思います。

そもそも、この資格というのが養成段階になっていると思うので、どこの現場に行くかは、それぞれの個人で希望はあるのですが、どこに行ってもやっていける基礎となるものであると定めているはずなので、どこかの指導方法だけでいいという話はなじまないのではないのでしょうか。そのあたりのことをもう少し検討していただけるといいと思います。

○野田副主査

多分クラス授業を必須とするとした場合、では何人だったらいいいのかというようなことに、2人だったらクラスになるのかとか、何人以上とか、そこまで考えないといけなくなると思いますので、かなり難しい部分はあるだろうと思います。

○石井主査

毛受委員，どうぞ。

○毛受委員

クラスの話が出ていますが、それ以外にいろいろ考えることはたくさんあると思います、例えばレベルです。全く日本語の出来ない人を対象にするのか、ある程度出来る人を対象にするのか、それによって教える方の負担が全然違って来るかと思えますし、年齢についても、大人に教えるのか、子供に教えるかということもあると思います。もっと率直に言うと、高度人材の人に教えるのか、技能実習生のような方、現地で義務教育も受けていない方も実はいらっしゃるわけで、そういう方に教えるのかということもあるのではないのでしょうか。

様々な教育現場があると思いますが、45時間という教える教育実習の期間があるとすれば、本来、その間に多様な方々に教えるチャンスがあった方がいいと思います。それを何時間ずつこのようにと言うのはなかなか難しいと思うので、望ましいのはこういう多様性のある対象が経験できるよう配慮することが望ましいという書き方が良いのではないかと思います。

○石井主査

事務局，どうぞ。

○増田日本語教育専門職 事務局から失礼します。

人数の件ですが、文化庁届出では、法務省告示校で教壇に立たれる日本語教師の養成ということで、教育実習はクラス授業を基本として、5名は必ず外国人学習者を確保していただくこととしております。参考までにお伝えします。

○石井主査

分かりました。この件はまだいろいろあるかもしれませんが、時間数についても検討をお願いしたいと思います。参考資料3教育実習の指導項目として①から⑥まで挙がっていますが、その時間数について、1単位（45単位時間以上）という設定が現在のところなされていますが、最低限の基準として、その時間数でよろしいかどうかということについては、何か御意見はございますでしょうか。

○金田委員

確認なのですが、この1単位（45単位時間以上）と言った場合に、例えば大学であれば、副専攻で1単位と言った場合に半期の週に1回の授業ですね。これで45単位時間になるのだと思うのですが、現場に行く時間に関しての定めは特にないという理解でいいですか。

○野田副主査

そうですね。この配布資料の6ページの①から⑥までは必ず含めてくださいというだけで、それぞれが何時間以上とかいうことは、それは難しいだろうということで定めていません。

○増田日本語教育専門職

時間数の内訳は今回の報告で示されてはおりません。

○金田委員

いえいえ。この①から②の時間数の話ではなくて、大学でしたら、例えば半期、水曜日の1コマ目が「日本語教育実践（教育実習を含む）」というように提供されているのではないかと思います。でも、それは実習先だけの授業だけで時間を費やすわけではなくて、大学の授業の一環として、一定期間だけ実習先に行くということがありますね。その場合に、その実習先に実際に行っている時間の最低限の定めは、特に設けてはいない、設けなくていいということですか。

○野田副主査

そうです。

○増田日本語教育専門職

設けておりません。設けなくて良いということではありませんが、御議論いただきたいと思います。

○金田委員

極端に言えば、1日だけ実習先に行き、オリエンテーションも見学もし、授業の指導案は、例えば大学の方で指導を受けていて、すぐ教壇実習ができるようになっていて、当日教壇実習もやり、振り返りもやり、修了というようなケースもあり得るということですか。

○増田日本語教育専門職

文化庁届出受理の研修については、教育実習の内容及び時間数の内訳を確認しておりますので、そのような教育実習は届出受理機関・団体にはありませんが、大学等ではあり得ると思います。

○野田副主査

先ほどの一つの半期の授業で「(教育実習も含む)」というのがどういう意味なのかが、よく分かりませんでした。例えば教育実習という科目というのはよくあると思いますが、その中には、この6ページの①から⑥のオリエンテーションから振り返りまで含まれていて、そのうちの、ここで言う⑤の教壇実習というのが本当に現場の教壇に立つということですよ。それで、全体で1単位というイメージなのでしょう。

○毛受委員

でも教壇に立つのは、例えば全部の半分、45単位時間の半数以上などと定めることはできないのですか。それが例えば今おっしゃったように、それが本当に10%でいいということになってしまうと、ほぼ意味がない形にもなってしまいます。それ以外のオリエンテーションや振り返り、これも非常に重要だと思いますが、教壇に立つということが本来一番重要なところなので、その縛りがないという、本当に意味がないように思います。

○野田副主査

理想から言えば、できるだけ教壇実習が多い方がいいとは思いますが、例えば普通の教職の教育実習に行っても、実際に教壇に立つ時間というのは少ない場合もありますね。特に制限はかけていないので、そういう意味で、実施機関が適当だと認める時間をやっていて、少なくとも教壇実習を含むということでない、なかなか現実的には難しいのではないかと思います。

○松岡委員

すみません。この45単位時間の根拠というのは何だったのでしょうか。

○増田日本語教育専門職

これは大学の1単位が、演習・実習については45時間と決められていることから、昭和60年からの規定でずっと来ております。

○金田委員

予習復習の時間が想定されているのではないですか。

○松岡委員

これは実質、授業時間ではないのですか。

○増田日本語教育専門職

時間数については、下限として1単位（45単位時間以上）ということで現状は定められています。ワーキンググループでは、これは現状維持が適当で踏襲すべきではないかというように御意見を頂いていますが、小委員会としては、今の御議論ですと、もう少し中の要件を区切って時間を設定するということになりますか。

○石井主査

その実習のやり方が多様であり、こういう体験はすべき、することが望ましいというようなことを付加することはあり得ても、具体的な時間数を活動で設定するというのは、可能なのでしょうか。

○野田副主査

そこまでは難しいのではないのでしょうか。その点についてはワーキングでも特に、それぞれだけの時間というような議論は出ていませんでした。それは基本的に今までもそういうふうには、今までの報告でもそういうことは出ていません。

○井上委員

本音を言えば、受け入れ側としては、やはり実習をたくさん積んできた人が望ましいと思っています。ただ、実際にそういう教育実習が可能なのかどうかと言われたときに、どうなんだろうとうなってしまうのですが、日本語学校は今750以上あって、その中の全部が全部でなくても仮に半数が教育実習を受け入れますと、この①から⑥まで全部でなくても、例えば授業見学の部分だけであれば、うちで受け入れてもいいですよというところは、かなりあるのではないかと思います。教壇実習も、1時間くらいだったらいいいという学校もあるかもしれませんし、もっと日本語学校を活用するという手を考えてもいいのではないかと思います。それがひいては日本語学校にとっても新しい教師を採用する際にメリットになってくることだと思いますので、日本語学校を活用するという議論をしてもいいのではないかと思います。

○石井主査

御意見としては、今の単位時間に関してはあまり強制を強くしないでというような御意見でしょうか。

○井上委員

実習の時間は、見学や教壇実習の時間はたっぷり取ってほしいと思っています。それを確保するために日本語学校を利用していいのではないかとことです。

○石井主査

ありがとうございます。この件に関しては御意見がありますか。今、伺っている範囲ではそこまでの設定は難しいというようなことで、まだ差し戻しということではないですが、この点を具体的にもう少し揉んでいただくということでもよろしゅうございますか。

(3)の内容については、原則として①から⑥の内容を含むものということ、これについては御異存ありませんか。ありがとうございます。

それから時間数についても、確認ですが、最低ラインとして現行の時間数として45単位時間以上ということ、これも問題ございませんか。はい、ありがとうございます。

日本語教育の実習実施機関及び実習現場の確保のための措置について、今後も大学及び届出受理研修実施機関等で、幅広い活動分野に対応すると、そういった実習現場の確保に努めていただくということで、これもよろしゅうございますね。

六つ目ですが、養成課程・研修実施機関の送り出し機関における指導の在り方について御意見もいろいろありました。教育の質を確保できるよう考えていくというところで、何か御意見が頂ければと思います。

○大木委員

事実関係の確認です。ポツの一つ目で、「予定する教育実習のカリキュラムの実施及び安定的な運営が可能となる教育実習実施機関」とありまして、これは(6)の見出しで言う「送り出し側」に対応する「受け入れ側」という解釈でよいのか、事務局からでも構いませんので、お答えいただきたいのですが。

○増田日本語教育専門職

受け入れ側です。(6)の一つ目のポツを読みます。「(3)を踏まえ、教育実習の送り出し機関」、この1行目の送り出し機関というのは、(6)のタイトルにあります教育実習を実施する機関です。評価する機関でございます。それで、「予定する教育実習のカリキュラムの実施及び安定的な運営が可能となる教育実習」、これは「現場」の間違いです。

○大木委員

「実習現場」ということですか。

○増田日本語教育専門職

はい。教育実習実施機関が選定を行って送り出す、法務省告示校であったり、地域の日本語教室であったり、海外であったり、そういった多様な教育実習現場を適切に選定するということです。

○大木委員

ポツの二つ目で「実習現場」という表現、記載があるのですが、そうすると、ポツの一つ目の2行目の教育実習実施機関というのは、その実習現場に対応しているという解釈でよろしいのですか。

○増田日本語教育専門職

はい。大変失礼いたしました。文言を修正いたします。

○野田副主査

多分今までの①の養成機関のイメージでこういう書き方になってしまったのかなと思います。そこをもう少し正確に記載していただくということをお願いします。

○大木委員

恐れ入ります。その基本的な前提を押さえた上で、ポツの二つ目についての意見としては、基本的に実習現場に依頼するという委託と受託の関係、契約でありましょうから、「役割分担を明確にしておく必要があるのではないか」という問いに対しては、当然に必要であろうと思います。

特定少数を相手に反復継続して役務の対価を得て行うことになると思いますので、不首尾があった場合の損害賠償や不法行為云々も含めて、明確にした上で対応すべきだろうと思います。

○石井主査

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。特にございませんようでしたら、本日の議事はここまでとなります。

○増田日本語教育専門職

御審議ありがとうございます。配布資料3のワーキンググループの検討事項5の教育実習につきましては、今御検討・御意見をいただいたものを含めて、事務局の方で再度、整理をさせていただき、御指摘のあった部分については、再度ワーキンググループにて検討を行った上で小委員会にお戻ししたいと思います。

○石井主査

よろしくをお願いします。議事その他といたしまして、平成30年度日本語教育実態調査の報告を、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○津田日本語教育専門官

配布資料6を御覧ください。平成30年度の日本語教育実態調査の結果をまとめましたので、この場をお借りして御報告させていただきたいと思います。まず、お忙しい中、本調査に御協力いただきました関係機関・団体の皆様にはこの場をかりてお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

内容としましては、2枚目以降の内容が本編となっております。これらの2枚目以降については、近日中に文化庁ホームページに公開したいと考えております。2か所小さな誤植がございました関係で、本日の配布資料には「(案)」と付けさせていただいておりますが、ホームページ掲載データは修正した上で、「(案)」の取れたものを公開させていただきたいと思いますので、御了承ください。

本日は概要説明ということで、配布資料6の1枚目の両面資料を用いて説明させていただきます。まず1. 調査の概要ですが、こちらの調査は例年11月1日現在の調査を実施しております。外国人に対する日本語教育もしくは日本語教師の養成・研修を実施している団体に調査票をお配りしまして、平成30年度につきましては7,948件を対象としまして、約64%の回収をいただいております。

2. 調査結果の概要でございます。①日本語教育の現状というグラフを御覧いただければと思います。折れ線グラフが外国人に対する日本語教育を実施している施設の数でございます。平

成30年度は2,290で、平成29年度より181増加しております。

次に、背の高い棒グラフが日本語学習者の数で、平成30年度は25万9,711人で、平成29年度と比べますと8%ほど増加しております。グラフ外の三つ目のポツを御覧いただければと思います。在留外国人数が平成30年末で約273万人ということでしたので、日本語学習者数が占める割合としては、約9.5%になっております。

続きまして、背の低い棒グラフですが、外国人に対する日本語教育を行っている日本語教室等の数で、数としましては4万1,606名ということで、平成29年と比べますと、約5.1%増加したという結果になっております。

続きまして、裏面を御覧いただきまして、白抜き文字の項目は四つございますが、今、御紹介した三つの数字の内訳を記載しておりまして、施設の種別ごとに割合が多い順にそれぞれ記載しております。

②ですが、日本語教師養成・研修の現状でございます。まず、折れ線グラフが日本語教師の養成・研修を実施している施設です。こちらは520と、平成29年度から4施設が減少しております。続きまして、背の高い棒グラフが日本語教師の養成・研修を実施している方の数で、2万9,561人で、29年度に比べて約2,500人の増加という結果になっております。

最後に背の低い棒グラフを御覧ください。日本語教師養成・研修を実施している教師数が4,078人ということで、平成29年度に比べ、やや減少という結果になっております。調査結果の概要としましては以上になります。調査結果を今後、行政の参考として活用してまいりたいと考えております。

本報告は、この日本語教育小委員会での公表となります。誤植修正後、速やかに文化庁ホームページなどで一般に広く公表してまいる予定でございます。説明は以上になります。

○石井主査

ありがとうございます。今の御説明について、何か御質問等、御意見でも結構ですが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

これで大体本日審議することは終わりましたが、若干時間の余裕がございまして、皆さん、今までの議論のことに关しまして、御意見や御質問でも結構ですが、伺えればと思います。いかがでしょうか。

○毛受委員

日本語教育推進法が通ったということで、今後の見通しと言いますか、我々が議論している以外に、どのようなことが今後起こってくるのかということをお教えいただければと思います。

○津田日本語教育専門官

日本語教育推進法が6月28日に公布・施行されました。現況としましては、まず日本語教育推進法に基づいて国が基本方針を定めることになっております。また、関係省庁からなる推進会議と、日本語教育を実際に実施されている方等の関係者を招集した会議の二つの会議を設置することも求められています。国が作成した基本方針に則って、自治体の方でも基本的な方針を策定に努めるということになっておりますので、まずは国の方で基本方針をしっかり定めていく予定です。

○毛受委員

その基本方針とこの日本語教育小委員会との関わりは、どうなりますか。全然関わらないのでしょうか。それとも一定程度つながりがありますか。

○津田日本語教育専門官

日本語教育推進法の基本的施策の中に日本語教師の資格に関することが盛り込まれておりますので、施策の実現という段階において、この場の議論を踏まえて制度化していくことになると思います。

○毛受委員

分かりました。

○石井主査

ほかにかがでしよう。特にないようでしたら、本日用意された議事は以上となります。事務局から御連絡等があればお願いします。

○津田日本語教育専門官

次回の第96回日本語教育小委員会ですが、9月20日金曜日の3時より開催を予定しております。皆様、御多忙の折、申し訳ありませんが、御出席いただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○石井主査

これで第95回日本語教育小委員会を閉会とさせていただきます。御協力ありがとうございました。